

令和7年12月4日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

理由説明書

苦情申出人は、大阪地方裁判所（以下「原判断庁」という。）がした不開示の判断に対し、令和7年10月30日付け（同年11月4日受付）司法行政文書の開示に関する苦情の申出書記載のとおり主張しているが、下記のとおり改めて開示等の判断を行うことが相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

大阪地裁作成の以下の文書

- (1) 4月期転入者向けの周知文書（令和7年度分）
- (2) 令和7年3月21日に開催された、裁判所・検察庁と大阪弁護士会の現・新正副会長の夕食懇談会に関する文書

2 原判断庁の判断内容

原判断庁は、1の開示申出に対し、令和7年10月17日付けで不開示の判断を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

- (1) 原判断庁において、本件開示申出に係る文書（以下「本件開示申出文書」という。）を探索したところ存在しなかった。
- (2) これに対し、苦情申出人は、本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である旨を主張する。

この点、原判断庁において、改めて、本件開示申出文書を探索した結果、1

の(1)の申出にかかる文書として、「2025年4月1日 件名：【提出依頼4
／8 (火) メ・人事給二】異動（転入）に伴う給与関係等書類について」及び
1 の(2)の申出に係る文書として、「2025年3月3日 件名：R e : 3 / 2
1 裁判所・検察庁と当会の現・次期正副会長との懇談夕食会の開催通知の送
付について」（以下、本件対象文書）という。）を対象文書として特定した。

(3) したがって、本件対象文書を本件開示申出文書として改めて開示等の判断を行なうことが相当である。